

5	教育庁	有害情報から子供を守るための情報教育等の推進
事業概要	<p>都内全公立学校約2,200校を対象に、委託事業により学校非公式サイト等の監視業務を行うとともに、インターネット上での誹謗中傷^{ひぼう}の防止などに向け、不適切な書き込みやサイトの削除要請を行う。また、インターネット・携帯電話利用についての実態調査を児童・生徒、教員及び保護者を対象に行う。</p> <p>学校非公式サイト等の監視業務や実態調査の結果に基づき、インターネットや携帯電話の適正利用のための指導資料・リーフレット等を作成して、児童・生徒へ配布するとともに、学校での指導に活用し指導内容の充実を図る。</p>	
これまでの経過	<p>○子供のインターネット利用に係る実態調査報告・アピール（平成20年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールでの誹謗中傷^{ひぼう}、チェーンメール等のトラブルは、全体トラブルの5割強 ・子供、保護者、教員、関係業者向けのアピール <p>○ハイテク犯罪対策シンポジウム（平成20年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開授業の実施「IT社会のルールを守り、ネットを正しく活用するために」 <p>○中学生生徒会長サミット「いじめ撲滅行動宣言」（平成20年12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや携帯電話等の掲示板に人を中傷する書き込みはしない。標語づくり等を通して「チェーンメールはまわさない」という考えを全校生徒に広める。 <p>○子供の携帯電話に係る取組について（通知）（平成21年1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学級で被害防止の指導を行う、ネット被害に対して組織的な対応を図れるようネット被害対応者を校内におく等を周知 <p>○携帯電話利用に係る指導資料を全教員へ配布（約6万部）（平成21年1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の会、帰りの会などで行う指導事項等（小学校1年から高等学校3年まで） <p>○新聞での啓発広告（6社都内版）（平成21年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本当に必要ですか、子供にケータイ」を掲載 	
現在の進行状況	<p>○学校非公式サイト等の監視業務（平成21年6月開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視結果は1か月ごとの集計を翌月に都教育委員会ホームページに掲載 <p>○生活指導担当者連絡会（平成21年8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内公立中学校の生活指導主任等を対象とした会で、監視結果やこの結果を受けての各学校での指導について説明 <p>○第1回「有害情報から子供を守るための対策検討委員会」の開催（平成21年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校非公式サイト等の監視結果をもとに有識者や学校の代表等の委員で構成する会を開催し、今後、作成するリーフレット等について検討 <p>○ハイテク犯罪対策シンポジウム（平成21年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開授業「情報モラル～インターネット掲示板～」の実施 <p>安全教育推進校（平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育プログラムで指定した安全教育推進校12校のうち3校が、ネット・携帯電話の使い方についての公開授業を実施 	
今後の見通し	<p>○子供のインターネット利用に係る実態調査の実施（平成21年12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査結果を分析して、報告書を作成する。 <p>安全教育フォーラム（平成21年12月5日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育推進校の中学校が、「ネット・携帯の適正な利用～被害者にも加害者にもならないために～」と題した実践発表会を実施する。 <p>○生徒向けリーフレットの作成及び配布（平成22年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校非公式サイト等の監視結果及び実態調査結果等を基に、生徒向けリーフレットを配布し、学校での指導に役立てる。 	
問い合わせ先	教育庁 指導部 指導企画課	電話 03-5320-6848